

質 疑 回 答 書

令和元年度 観文文振委第13号 静岡市民文化会館再整備方針検討業務

	質問事項	回答
1	「プロポーザル実施要領」「6 提出書類等(2) ②」において、ヒアリング出席者3人以内のうち、協力企業等の出席は認められるか、ご教示ください。	「実施要領」「8 選考方法(2) ヒアリングの実施②イ」記載の「ヒアリング出席者3人以内」ですが、協力企業等の出席を含めて3人以内で出席してください。
2	「プロポーザル実施要領」「別紙2 審査基準業務実績」において「同種業務又は類似業務の実績があるか」という項目に加えて「文化施設の実績があるか」が審査内容となっていますが、「文化施設の実績」とは、「様式4 注記」にて同種業務又は類似業務に定義されている「劇場ホール」以外の文化施設の実績と理解してよろしいですか。	様式4 注記のとおり記載してください。 「別表2 審査基準」の「業務実績」については、「文化施設の実績があるか」を削除しました。
3	「プロポーザル実施要領」「別紙2 審査基準業務実績」の「文化施設」が劇場ホール以外の文化施設を指す場合、「文化施設の実績」は、様式4の「類似業務」の区分として記載してよろしいですか。それとも、様式4以外の様式に記載が必要ですか。ご教示ください。	「別表2 審査基準」の「業務実績」については、「文化施設の実績」を削除した修正版のとおりであるため、様式4以外の記載は不要です。
4	「仕様書」「5業務の進め方(3) ワークショップの実施」において、参加者数、参加者の選定について、現時点で想定されている内容があればご教示ください。	市民や施設利用者等を対象としたワークショップを開催することを想定しておりますが、参加者数と参加者の選定については、落札者と協議により決定します。
5	「仕様書」「3業務の内容(1) 基礎調査④ 現文化会館の調査」において、コア抜き調査を想定しているか否かについて、ご教示ください。	必要な調査と想定しております。
6	「契約書」第12条第2項において、業務の協力事業者として設計会社に業務の一部を再委託する場合、当該設計会社は、静岡市民文化会館再整備の事業者応募時に応募者となるのは可能かどうか、ご教示ください。	この業務において、第12条の規定により再委託者として受託しても、後の事業に応募は可能です。

7	<p>「実施要領」P4、「7（1）企画提案書等、見積書の作成」について、「提案書は表紙（別紙3）をつけ」とありますが、これは「様式3」という認識でよろしいでしょうか。また、P7の「提出部数」によると、「様式3」の提出部数は1部となっておりますが、提案書は12部となっております。これは、押印済みの「様式3」を表紙とした正本が1部、その他11部については「様式3」の複写を表紙とすることよろしいでしょうか。</p>	<p>「実施要領」P4、「7（1）企画提案書等、見積書の作成」について、「提案書は表紙（別紙3）」を「表紙（任意の様式）」と訂正します。</p> <p>提出部数については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（様式3）を1部 ・表紙（任意の様式）をつけた提案書を12部 <p>のほか、「実施要領」P7、「別表1 提出関係書類」のとおりとしてください。</p>
---	--	---